

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和52年5月31日から同年7月6日までの船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年7月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間のうち昭和52年7月6日から同年8月1日までの船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年7月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和52年5月31日から同年8月1日まで  
私は、C社に在籍していたが、申立期間前において同社からA社に出向し、「D」に乗船していた。  
しかしながら、申立期間が船員保険の被保険者期間となっていないことに納得できない。

なお、C社のE部は、B社が管理していた。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人が提出した船員手帳、給与支給明細書及び昭和52年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は、申立期間のうち52年5月31日からA社の全喪日と同日の同年7月6日までの期間において、A社に継続して勤務し、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書において確認できる船員保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の事業主による納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時のA社の事業主は既に死亡しているため詳細は不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立人が提出した船員手帳、給与支給明細書及び昭和52年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は、申立期間のうち52年7月6日から同年8月1日までの期間において、B社に継続して勤務し、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書において確認できる船員保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、B社は、申立期間の約1か月後に適用船舶所有者となっており、それ以前の記録は申立期間を含めて無いが、同社の商業登記簿謄本を見ると、昭和52年4月14日に会社を設立していること、申立人が提出した52年分給与所得の源泉徴収票を見ると、同社が同年7月分の船員保険料を給与から控除していることが確認できること、及び同社の新規適用日と同日の同年8月1日に被保険者資格を取得している19人の船員保険の加入記録を見ると、申立人を含む9人が同年5月31日にA社の被保険者資格を喪失した後に、また、別の1人はA社の全喪日と同日の同年7月6日に同社の被保険者資格を喪失した後に、それぞれB社で被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社は、新規適用日以前から船員を使用しており、当時の船員保険法に定める適用船舶所有者としての要件を満たしていたものと推認できる。

なお、事業主は、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に船員保険の適用の届出を行っていなかったと考えられることから、申立人の当該期間に係る船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年2月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年2月から同年9月まで

私は、平成13年3月に国民年金に加入した後、私の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付していたが、将来年金をもらえなくなるといううわさを聞き、年金に対する不信感を覚えたことから、14年2月の保険料から納付しなくなり、夫婦二人分の保険料分をタンス預金するようになった。

その後、ハガキ等で国民年金保険料の納付勧奨が何度もあったので、タンス預金していたこともあり、私の妻が夫婦二人分の申立期間に係る保険料を一括で納付した。しかし、社会保険事務所(当時)の記録では、私の妻のみ申立期間に係る保険料が納付済みとされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年3月以降の申立期間を含む国民年金加入期間の国民年金保険料について、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てているところ、オンライン記録により、同年3月から申立期間直前の14年1月までの申立人及びその妻に係る保険料の納付日は、11回全て同一日であることが確認できる。

しかしながら、A社B支店に対し、申立人及びその妻の申立期間に係る国民年金保険料の納付状況を照会した結果、申立人の妻の申立期間に係る保険料は平成15年4月11日にC支店において一括納付されたことを示す領収(納付受託)済通知書の存在が確認できるものの、申立人の納付状況は確認できないと回答している上、オンライン記録によれば、申立人の妻が申立期間に係る保険料を納付した日(平成15年4月11日)の直前の同年4月9日に申立人の妻に対し納付書が作成されていることが確認できる一方、申立人に対しては、申立

人の妻と同一日に納付書が作成されたことは確認できないことから、申立人の妻のみが申立期間に係る保険料を納付していたものと推認される。

また、D年金事務所が提出した国民年金保険料納付状況一覧表（平成15年）においても、申立人の妻の申立期間に係る保険料の納付状況は確認できるものの、申立人の名前は見当たらない。

このほか、申立人の妻が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の妻が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から53年2月までの期間、61年1月から同年3月までの期間、平成12年1月から同年3月までの期間、13年3月から14年3月までの期間及び同年5月から15年頃までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成15年頃から17年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年8月から53年2月まで  
② 昭和61年1月から同年3月まで  
③ 平成12年1月から同年3月まで  
④ 平成13年3月から14年3月まで  
⑤ 平成14年5月から15年頃まで  
⑥ 平成15年頃から17年2月まで

私は、結婚する昭和48年までは実家のA県B市の郵便局において自分で国民年金保険料を毎月納付し、結婚してから平成15年頃までは、夫の保険料と一緒に郵便局で毎月納付したが、申立期間①、②、③、④及び⑤が全て未納とされていることに納得できない。

また、申立期間⑥については、夫と一緒に免除の手続をしたが、当該期間が未納とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和53年3月頃払い出されたものと推認でき、資格取得日は同年3月14日とされていることから、申立期間①は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、C市の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間①及

び②は納付の記録となっておらず、これはオンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、結婚後（昭和48年9月以降）の申立期間①、②、③、④及び⑤について、夫と一緒に毎月保険料を納付したとしているが、オンライン記録で確認できる期間における申立人及びその夫の納付日を見ると、申立人については、必ずしも納付期限の古い月から順番に納付されておらず、過年度納付や追納も多く見られ、納付日に規則性がうかがえない一方、申立人の夫は、数か月の保険料をまとめて納付している期間があるものの、多くは月末又は月初めに納付期限の古い月から1か月分ずつ納付している状況が見られ、これは申立人の主張と相違している。

加えて、申立人が国民年金保険料を夫と一緒に納付したとする申立期間③、④及び⑤について、申立人の夫のオンライン記録を見ると、申立人の夫は、申立期間③は免除の記録並びに申立期間④及び⑤は未納の記録となっており、これは申立人の主張と相違している上、申立期間③、④及び⑤は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であり、特に保険料収納事務の機械化により記録管理の強化が図られている時期であることを踏まえると、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 申立期間⑥について、申立人は、その夫と一緒に国民年金保険料の免除の手続をしたとしているところ、申立人の夫の申立期間⑥に係る期間は未納の記録となっており、これは申立人の主張と相違している。

また、オンライン記録により、申立人及びその夫は、平成17年4月4日に申立期間⑥直後の期間についての免除申請を行っていることが確認できることから、申立人は、当該免除申請と申立期間⑥の免除申請を混同していることも考えられる。

このほか、申立人が申立期間⑥の保険料を免除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間⑥の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年7月まで

私は、平成3年又は4年頃、国民年金保険料の納付書が自宅に届いたので、社会保険事務所（当時）に出向き、窓口でその納付書に現金を添えて一括で保険料を納付したが、申立期間が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に対し平成4年6月11日付けで納付書が作成されていることが確認できることから、申立人が提出した当該時点発行の納付書（平成2年6月分及び同年7月分、金額1万6,800円）及び3年12月10日発行の納付書（2年4月分から同年7月分まで、金額3万3,600円）には、いずれも領収印が押されていないことから、申立人は、これらの納付書では、申立期間の国民年金保険料を納付していないことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間の保険料を納付した際の納付書は、今回提出した複写式の納付書ではなく、縦20センチメートル、横40センチメートル程度のミシン目に沿って切り取るものだったと思う。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立人の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の処理日は平成3年5月14日とされていることから、当該時点で発行される納付書は、複写式の過年度納付書であり、これは申立人の主張と相違する。

さらに、申立人は、当初、申立期間の保険料を数回に分けて納付したとしていたところ、その後、一括で保険料を納付したと回答を変更しており、申立人の申立期間当時の保険料納付についての記憶は曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月、7年2月及び同年3月、並びに9年4月から12年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年3月  
② 平成7年2月及び同年3月  
③ 平成9年4月から12年4月まで

私の夫は、平成4年10月に脳内出血で倒れ、重度障害となったが、年金に加入していなかったため障害年金を受給できなかった。私もそれまで国民年金の保険料を納付していなかったため、不安になり、同年からは欠かさず納付したにもかかわらず申立期間①、②及び③が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間①及び②の国民年金保険料は未納の記録となっており、これはオンライン記録と一致している。

また、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間③直後の平成12年5月から14年3月までの保険料を、同年6月17日に一括して過年度納付していることが確認できることから、この時点では、時効が成立する前で納付可能な当該期間のみ納付し、申立期間③は時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、平成4年10月に申立人の夫が病気で倒れたことをきっかけに、同年の保険料は同年4月まで遡ってまとめて納付し、それ以降は、6か月以上納付が遅れたことはないとしているが、上記のとおり14年6月に2年間遡って過年度納付しているなど、国民年金保険料の納付場所や保険料額等についての記憶が曖昧であり、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況等は

不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 8 月 29 日から同年 11 月 1 日まで  
② 平成 10 年 1 月 16 日から同年 2 月 1 日まで

私がA社に勤務した期間のうち、平成 4 年 8 月 29 日から同年 11 月 1 日までの期間及びB社に勤務した期間のうち、10 年 1 月 16 日から同年 2 月 1 日までの期間について、厚生年金保険被保険者の記録が無く納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の雇用保険の加入記録をみると、A社は、平成 3 年 3 月 26 日から 4 年 8 月 28 日までの期間となっており、これは申立人の申立事業所における厚生年金保険の記録と一致している。

また、申立人は、申立期間①において、国民年金に加入しており、当該期間の国民年金保険料を納付している。

さらに、申立期間①について、A社の元事業主に照会したが、回答は得られず、同社の顧問をしていた社会保険労務士事務所は、「申立期間当時の資料は全て廃棄しているため、申立人に係る厚生年金保険への加入状況については不明である。」としていることから、申立人の申立期間①当時の勤務実態及び厚生年金保険への加入状況等について確認することができない。

一方、申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録をみると、B社は、平成 6 年 4 月 1 日から 10 年 1 月 15 日までの期間となっており、申立人の申立事業所における厚生年金保険の記録と一致していることから、当該期間に係る勤務実態について、確認することができない。

また、B社が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人は平成 10 年 1 月 16 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、これは、オンライン記録と一致している上、同社が提出した賃金台帳

により、申立期間当時、同社における厚生年金保険料は翌月控除であったと認められるところ、申立人の同年2月分の給与は支給されていないことが確認できることから、同年1月の保険料は控除されていないと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間②において、国民年金に加入しており、当該期間の国民年金保険料を納付している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。